

## (5) 教職課程

### (5)-1 授業の改善の方法について外国語

教職課程は、教員養成を目的としたカリキュラムであるので、授業の過程はまさに養成の過程である。教職課程を履修している学生は、将来の教育者、指導者を志す者たちである。従って、自らの行動、姿勢・態度・言動等を絶えず自己に振り返り、自己の改善・自己の変容に努めることが肝要である。そのため、学生には、授業をする教師の立場、授業を受ける生徒の立場の両方を考慮に入れさせながら授業を受けさせてきた。特に、教師となった場合には、生徒に対して現実原則（現実の社会で守るべきルール、マナー、道徳）を摂取させる立場になるわけであるから、学生自らも現実原則を自ら体現しておく必要がある。

#### (5)-1-1 点検・評価

教員を養成する立場にある大学の教職課程担当教員は、自らが授業中に、教師としての模範を示すことが必要となるので、授業展開における話し方、板書の仕方のみならず、自らの姿勢・態度・言動に留意して臨んできた。

以下において、授業に際して心がけてきた列記してみる。

- (イ) 授業の開始5分前には、着席しておくように指導した。
- (ロ) 授業の開始時と終了時には、「起立」・「礼」を行った（最初に、教員と学生がお互いの人格を尊重した上で、授業に臨むための気構え、姿勢・態度を整えるため）。
- (ハ) 授業中の私語については厳しく注意した（他の学生に迷惑をかけるため）。授業や指示したことについての疑問点、質問があれば、友達に話しかけるのではなく、直接、大きな声で授業者に向かって話をするように指導した。
- (ニ) 授業が始まる前には、机の上を整理整頓させ、鞆等を机の上におかせないようにした。
- (ホ) 出席をとるときには、手をしっかりと上げさせて、大きな声で「ハイ」と返事をさせるようにした（自己主張の練習にもなる）。
- (ヘ) 授業中には、できる限り背筋を伸ばした正しい姿勢で講義を聴くように指導した。足組み、腕組み、頬杖等が見かけられたら、その都度注意をした。
- (ト) 遅刻した学生については、理由を述べさせ、自らの不注意による遅刻についてはその場で厳しく注意をした。
- (チ) 授業の出席の服装については、ミュールやサンダル履きを禁止し、また体操服に類する服装での出席についても禁止した。
- (リ) 授業を含めた学生への語りかけについては、学生に向かって、学生の方を見て、腹から大きな声を出すように努めた。また板書についてもできる限り丁寧にわかりやすく行うように努めた。授業中の学生の様子をよく観察するようにもしている。そのため、黒板の前に立つ位置等についても気をつけた。

(ヌ) 授業の終わりには、A5 版程度の用紙に授業内容の感想や意見を書かせて学生の理解度・満足度等をつかみ、できる限り次の授業に活かすように努めた。

(ル) 授業のクラス規模について

200 人規模の講義では、どうしても後ろの方にすわる学生に目が届かなくなるため、昨年度の反省により、教育概論（2 年次開講）、生徒指導論（3 年次開講）については、それぞれ 2 クラスに分け、各クラス 80 人前後の規模にし、学生に対する教育・指導を徹底させた。

### (5) - 1 - 2 今後の課題

大学教育においては専門の学問・技芸を教授することは必要であるのは当然のことであるが、学生に対する人間教育（道徳教育）にもより重点を置いて行わねばならない。教職課程では、それが必要不可欠である。そのためには、学生の心に響くような授業の展開ができるような努力が教師には必要不可欠である。このことを肝に銘じて、今後ともに本学の教職課程担当教員は、常に自らが教育者であることの自覚を胸におき、質の高い授業をめざし、指導方法の工夫改善を重ね、実践的指導力の向上に努めなければならない。加えて、実践的指導力の基盤となる現代の教育原理・教育哲学の構築を図るべく、最新の教育学に関する研究にも精進しなければならない。

教職課程履修は年々増加傾向にある。平成 16 年度現在の履修登録者は 2 学年が 170 名、3 学年が 150 名、4 学年が 72 名である。担当する専任教員は 2 名である。学生数に対する専任の教員数からもわかるように、数字的にみるならば、専任教員数の不足は明らかである。ただ、専任教員数が増えれば、学生に対する教育の質がそれに比例して高まるかというとはそうではない。教育の質の向上の鍵を握るのは教員の質である。そのことを本学教職課程専任教員は肝に銘じ、担当する約 400 名の学生一人ひとりを大切にし、愛情にあふれきめ細かい教育指導を行えるように、教員としての資質の向上に平成 17 年度以降も努めていく所存である。

### (5) - 2 教育上の効果を測定するための方法

講義科目については、教育概論と生徒指導論を例にあげる。両授業科目ともに、形成的評価として、毎回、講義の終わる 10 分前に、授業の内容についてのミニレポート（感想や意見）を 200 字程度で書かせた。これによって毎回の授業の内容の定着を図るとともに、指導内容の改善を図った。中間評価としては、前半部分の講義内容をもとにしたレポートを課し、講義の内容を体系的に理解しているかを判断した。そして、総括的評価として定期試験を課し、学習到達度を測った。

形成的な評価としてのミニレポートの作成や中間的な評価としてのレポートに関しては、学習の積み重ねを通して教師としての人間形成に資する効果はみられたが、総括的な評価としての定期試験については、内容等については適切ではあったが、学生の暗記力等を検

査する部分も見られたことや、試験準備の在り方の不備が点数に反映してしまう部分もあったので、真の意味での理解力や到達度を測る試験としては不十分であった。

今後においては、試験内容や試験の形態について、学習の努力と学習の成果が反映できるように工夫・改善していく必要がある。

### **(5) - 3 成績評価法**

平素の学習状況について毎回講義内容に即したミニレポートを作成させ、学習の状況を評価するとともに、講義全日程の前半が終了した時点で中間の評価を兼ねたレポートを作成させ、学習の到達度を評価し、講義全日程の終了時点で、学習の達成度を図るための総括的評価として定期試験を実施し、これらの三者を総合的に評価して成績を出している。

教職課程は教員養成の課程であり、講義のプロセスは、教員としての人間形成のプロセスでもあるので、単なる試験の点数、試験の結果のみによって評価をすることはできず、平素の評価の方法の工夫が必要である。厳格な成績評価を行う仕組みは、平素の学習状況の評価と学習の成果の総括的な評価との融合によって導き出されるものであると思われる。その方法の開発が今後の課題である。それが各年次の学生の質を検証・確保することにつながると思われる。

### **(5) - 4 卒業時の学生の質を検証・確保するための方途**

教職課程履修のための要件として、1年次開講の教職教育入門を履修し単位を取得することと、1年次に修得単位数が44単位以上であることを課している。次に教育実習参加要件として、教育実習に参加するために修得すべき授業科目を決めている。修得すべき授業科目とは、教育概論、教育心理学、教育社会学、教科教育法Ⅰ、日本国憲法である。教育実習については、卒業と同時に授与される免許状を取得するにふさわしい教育実践的力量を形成するための、事前指導・事後指導を実施している。

#### **(5) - 4 - 1 点検・評価**

(イ) 教職課程を履修する2点の要件であるが、平成15年度を振り返ってみるならば、厳格に適用したとはいえない。というのは、自らの学業努力以外の何らかのやむをえない事情で単位数が44単位に満たなかった学生や、同様の事情により教職教育入門を履修できなかった学生の中で、教職課程の履修を強く望む場合には、代替措置を講ぜざるをえないからである。その代替措置について述べると、まず履修を希望する学生に対して教職課程担当教員が入念な面接する。そしてその結果、学生が自らの専門の授業と平行して教職課程の単位を取得していくための確固たる意志を確認できた場合に限り、教職課程履修のための30枚程度のレポートを課し、それを作成提出させる。そして、そのレポートの内容が要求水準に達している場合にのみその学生に教職課程の履修を認める、という展開で代替措置を講じている。

履修要件については、本来なら厳格に適用することが必要であり、学生に対しての厳しい対応も教育的な配慮のもとでなされるべきである。しかしながら、本学教職課程においては、平成14年度以前においては、それらの履修要件がほとんど形骸化していたのであり、ずるずると履修を安易に認める風潮があり、それが学生にも伝わっていたところがあった。そういう中で、平成15年度に、いきなり厳格な履修要件を適用することは、学生間に混乱を生じさせることにもなるため、あくまでも段階的な措置として代替措置を講じているのである。

(ロ) 教育実習の事前指導においては、学生が教育実習校で有意義な実習体験をすることができるように、すなわち、実習校の指導教諭から質の高い実習指導が受けられるように、学校現場に臨む実習生として、当然にして修得しておくべき実習生としての知識、常識、授業を実施するための教材研究の在り方や学習指導案の書き方等の教育実習展開のための知識・技能を事前段階においてある程度まで定着させておくことが必要である。また教育実習生としての心得（マナー、服装・姿勢・態度等）を認識させ、学生としての甘えを捨て、教師としての自覚を持って実習が展開できるような覚悟を持たせること等が肝要である。事前指導においては、それらの徹底化を図るべく、入念な指導を行ったが、やむを得ない事情等により事前指導を欠席した学生等に対しての周知徹底がなされなかった。欠席学生に対しては、後日、フォローの指導を配布プリント等の使用等により行ったが、十分にフォローしきれない学生が存在したことも事実である。また、平成16年度には、集中講義で事前指導を行ったこともあり、指導の浸透度が足りなかったように思われる。

なお、教育実習参加要件については、厳格にすることが必要であるが、学生の事情も勘案し、考慮すべきところは考慮し、その運用については柔軟に行ってきた。しかしながら、そのことが、結果として、教育実習に参加させるべきではない学生を教育実習に参加させ、学校側に教育実習指導上の負担を増大させたケースも生じさせる結果を招いた。

(ハ) 事後指導については、既に述べたように、教育実習の追体験による教育実習経験の言語化・論理化、教育実習による教育実習経験の教育理論化を図ることに重点をおいている。加えて教育実習日誌の作成（実習後の加筆修正を含む）、教育実習レポート（「教育実習を振り返る」「教育実習 2～3 週間の流れ」）の作成を行わせ、そのプロセスの中で、教育実習の反省と今後の課題を明確にさせる。このようにして将来の教師としての自覚と覚悟を持たせ、教員免許状を取得するにふさわしい内面的資質の形成を図ることを意図している。

#### (5) - 4 - 2 今後の課題

(イ) 履修要件については、平成17年度以降、厳格な適用に向けて、さらに段階的に改善し、近い将来においては、学生に履修要件の厳格なる適用が周知徹底していくよう

にすることを決定している。

(ロ) 教育実習参加要件について、その厳格化を図るために、修得すべき科目については単位認定の適切化・厳格化をより一層推進していかなければならない。また反省として、参加要件の修得科目の一つである教育社会学（平成 17 年度から教育行政学に変更）については、集中講義という形態をとってきたために、教育効果および成績の評価に関しては、通常的时间割に組み込む形と比較して、厳格性に欠けるところがあったので、平成 17 年度からは、平常的时间割に組み込んで、1 回、1 回の講義を充実させ、学生に対して教育効果の上がるものとし、単位認定の厳格化を図っていく予定である。

(ハ) 事前指導については、教職課程も含めての時間割の過密化のなかで、また、時代の流れと逆行しているが、70 名を越す教育実習生に対して、時間的な制約や大人数の学生に対する一斉指導という形態で、充実したしかも徹底した事前指導を展開するためには、学生が教育実習に臨むために必要な事前指導のための重要事項をプリント化し、それらのプリント資料を冊子化し、またその内容については、学生が一目瞭然のように理解できるように工夫すること等の、事前指導の効率化、システム化の一層の推進が必要である。

(ニ) 事後指導については、実習生の中には、事前に書き方の諸注意を入念に与えたにもかかわらず、実習日誌、実習レポートのいずれも作成内容が要求水準にはとうてい満たない者もあり、それらの学生に対する追指導による作成内容の改善・変更が十分に行えなかったことが反省である。事後指導のシステム化のためにも、効率的で実効性のある的確なる追指導の在り方の検討が必要である。